

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

告示

○保安林の指定解除の予定(二七二・由利地域振興局農林部).....1

○基本測量実施の通知(二七三・建設管理課).....1

○公共測量実施の通知(二七四・建設管理課).....1

○都市計画事業の認可(二七五・由利地域振興局建設部).....1

○建築基準法による道路位置の指定(二七六・仙北地域振興局建設部).....2

公 告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(地域活動支援室).....2

○土地改良区の役員の変更及び就任の届出(山本地域振興局農林部).....2

○土地改良区の役員の変更の届出(由利地域振興局農林部).....2

教育委員会公告

○博物館登録のまつ消(生涯学習課).....2

○博物館相当施設の指定(生涯学習課).....2

労働委員会告示

○秋田県労働委員会のあるせん員候補者の氏名、履歴等(三).....3

秋田県告示第二百七十二号

森林法(昭和二十六年法律二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十九年五月十一日

秋田県知事 寺田典城

森 林 の 所 在 場 所		全 面 積		保 安 林 面 積	保 安 林 解 除 面 積 見 込 み	指 定 の 目 的	解 除 の 理 由
由利本荘市	郡 市 町 村	山 内	台 帳 見 込 み (平方メートル)	見 込 み (ヘクタール)	見 込 み (ヘクタール)	なだれ防止	道路用地とするため
	大 字	松倉沢	五 六、八 六〇	五・四一八六	〇・一六三五		
	字	一六の一	五・六八六〇				
	地 番						

(関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び由利地域振興局農林部並びに由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第二百七十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十九年五月十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 作業の種類
基本測量
- 二 作業を行う地域
秋田市及び北秋田市
- 三 作業を行う期間
平成十九年五月二十五日から平成二十年二月二十八日まで

秋田県告示第二百七十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において

準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり八峰町長から公共測量実施の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十九年五月十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 作業の種類
公共測量
- 二 作業を行う地域
八峰町全域
- 三 作業を行う期間
平成十九年三月二十九日から平成二十年三月十九日まで

秋田県告示第二百七十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項

の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十九年五月十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 施行者の名称
由利本荘市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
矢島都市計画下水道事業 由利本荘市公共下水道(矢島処理区)
- 三 事業施行期間
平成十九年五月十一日から平成二十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
(一) 取用の部分
由利本荘市矢島町城内字築館、字沖小田、字八森下、字小田、字田屋の下、字中台、字八森、字水上、字常陸沢、字西の館、字上野及び字前杉、並びに大字矢島町七日町字羽坂、

字七日町、字榎木田、字下山寺、字山寺、字上山寺、字曲り
 淵、字熊之堂及び字助の淵、並びに大字矢島町元町字大川原、
 字間木、字谷地、字相庭館、字新町、字沼袋、字新所及び字
 轟木、並びに大字矢島町荒沢字荒沢及び字才之神、並びに大
 字矢島町田中町、大字矢島町館町、大字矢島町矢島町地内。

(○) 使用の部分
 なし

秋田県告示第二百七十六号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項

第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建
 築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規
 定に基づき、公告する。
 平成十九年五月十一日
 秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名 大仙市四ツ屋字上古道七十九番地 有限会社伊藤住宅 取締役 伊藤 照 男	道路の位置の指定箇所 大仙市四ツ屋字西下瀬百二十一番の一部	道路の延長 七十三・四六メートル	道路の幅員 六・〇〇メートル	指定年月日 平成十九年四月二十日
---	----------------------------------	---------------------	-------------------	---------------------

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四
 項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の
 認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十
 条第二項の規定に基づき、公告する。
 平成十九年五月十一日
 秋田県知事 寺 田 典 城

び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告
 する。
 平成十九年五月十一日
 秋田県知事 寺 田 典 城

教育委員会公告

退任理事の住所及び氏名
 由利本荘市西目町沼田字新道下二百五十七番地 加藤 勝 栄
 秋田県知事 寺 田 典 城

博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第十五条により、
 当該博物館の登録を平成十九年三月三十一日次のとおりまつ消
 した。
 平成十九年五月十一日
 秋田県教育委員会委員長 太 田 宥 子

施設名	所在地	設置者
秋田県子ども博物 館	秋田県秋田市山中 島町一番二号	秋田県教育委員会

- 一 申請のあった年月日
平成十九年四月二十三日
秋田県知事 寺 田 典 城
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 秋田県砂防ボランティア協会
代表者の氏名
因 幡 章 雄
- 三 主たる事務所の所在地
秋田県秋田市山王一丁目九番二十二号 創研ビル内
- 四 定款に記載された目的
この法人は、秋田県民に対して、土砂災害から生命・財産を
守るため、土砂災害防止に係わる活動を行い、県民の安全と福
祉の増進並びに地域環境の保全に寄与することを目的とする。
- 五 定款の変更内容
(一) 事業の変更
(二) 会費の変更

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六
 項の規定により、下田平土地改良区から次のとおり役員
 の退任及

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六
 項の規定により、西目土地改良区から次のとおり役員
 の退任の届
 出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成十九年五月十一日

施設名	所在地	設置者
秋田県児童会館	秋田県秋田市山中	秋田県健康福祉部

秋田県教育委員会委員長 太 田 宥 子

労働委員会告示

島町一番二号

秋田県労働委員会告示第三号

労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第
 四条及び労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一
 号)第六十八条第一項の規定により、秋田県労働委員会のおつせ

人員候補者の氏名、関歴等を次のとおり公示する。

平成十九年五月十一日

秋田県労働委員会会長 阿部 讓 二

氏名	職	業	関	歴	委 嘱 年 月 日
阿部 讓 二	公益委員(会長) 弁護士		秋田弁護士会会長		昭和六十三年一月二十六日
古田 重明	公益委員(会長代理) ノースアジア大学教授		秋田経済法科大学法学部長		昭和五十九年十二月十二日
小西 尚志	公益委員 秋田大学名誉教授		秋田大学教育文化学部教授		平成六年十二月一日
湊 貴美男	公益委員 弁護士		秋田弁護士会会長		平成十二年十二月一日
古谷 薫	公益委員 弁護士		秋田弁護士会副会長		平成十二年十二月一日
工藤 雅志	労働者委員 日本労働組合総連合会秋田県連合会会長		自治労秋田県本部中央執行委員長		平成十八年十二月一日
阿部 康夫	労働者委員 全日通労働組合秋田支部執行委員長		全日通労働組合秋田支部書記長		平成十年十二月一日
米塚 一成	労働者委員 ジエイ・エイ・エム秋田執行委員長		TDK労働組合秋田地方本部書記長		平成十六年十二月一日
清水 尚子	労働者委員 ポートピア河辺労働組合執行委員長		日本労働組合総連合会秋田県連合会女性委員会副委員長		平成十五年十二月一日
宇佐美 豊	労働者委員 秋田県東北電力総連会長		東北電力労働組合秋田県本部委員長		平成十八年十二月一日
高橋 庄四郎	使用者委員 (社)秋田県経営者協会専務理事		(財)秋田経済研究所専務理事		平成十四年十二月一日
齋藤 隆	使用者委員 日本精機(株)代表取締役社長		(株)後銀行営業推進部長		平成四年十二月一日
伊藤 博	使用者委員 秋田中央交通(株)常務取締役		秋田中央交通(株)取締役管理部長		平成十三年九月二十五日
三浦 潔	使用者委員 秋田三菱自動車販売(株)取締役社長		秋田三菱自動車販売(株)専務取締役		平成十四年十二月一日
吉田 和枝	使用者委員 吉田興業(株)代表取締役社長		吉田興業(株)取締役		平成十六年十二月一日
佐藤 紀一	秋田県労働委員会事務局局長		秋田県東京事務所長		平成十九年四月二十四日
高橋 光男	秋田県労働委員会事務局参事兼審査調整課長		秋田県労働委員会事務局審査調整課長		平成十六年四月二十七日

正 誤

平成十九年四月二十四日(号外第一号)掲載の秋田県公安委員会規則第六号(秋田県留置施設視察委員会に対する情報の提供に関する規則)

一 中 七 (9) 被留置者に よる面会、 (9) 被留置者に よる面会及び

ページ 段 行 誤 正

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
E-mail: matsubara@natsubara-insu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

